

「合流式下水道改善対策に関するアドバイザー会議」開催要綱

（目的）

第1条 本市の合流式下水道の改善対策として実施している「合流式下水道改善対策事業」（以下「本市改善事業」という。）に関する事業目標の評価及び本市における合流式下水道改善対策事業に係る今後のあり方について本市の検討の参考とするために、本市下水道の整備状況や公共用水域の外部環境の変化及びこれまでの合流式下水道改善対策の経緯等を踏まえた外部有識者からの専門的意見等を聴取するため、合流式下水道改善対策に関するアドバイザー会議（以下「会議」という。）を開催する。

（意見又は助言を求める事項）

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1） 本市改善事業に関すること
- （2） 本市における合流式下水道改善対策に係る今後のあり方に関すること
- （3） 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達するために必要な事項

（会議のメンバー）

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから市長が委嘱する。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（座長）

第4条 会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合又は座長が欠けた場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

（開催期間）

第5条 会議の開催期間は、令和9年3月31日までとする。

（開催方法）

第6条 会議は、本市指定場所で開催する。

- 2 座長が必要と認める場合は、ウェブ会議の方法（メンバーの全部又は一部がインターネットを通じて相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により会議を開催できるものとする。この場合において、当該メンバーは、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって会議に出席したものとみなすものとする。

（守秘義務）

第7条 会議のメンバー等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 会議の事務局は、建設局下水道部調整課（事業計画担当）が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月26日から施行する。